

エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく 登録建築物調査機関等に関する省令案の制定について

1. 制定の趣旨

エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律（以下「法」といいます。）が平成 20 年 5 月に公布され、平成 21 年 4 月（一部平成 22 年 4 月）に施行されます。

改正により、登録建築物調査機関による建築物の省エネ措置の維持保全状況に係る調査を制度化し、維持保全状況が判断の基準に適合すると当該機関が認めた特定建築物に係る所管行政庁への維持保全状況の報告を免除することとしました。

また、当該調査を行う調査員として選任されるために必要な講習を実施する者として、新たに登録講習機関を設けました。

本省令では、登録建築物調査機関及び登録講習機関の登録の申請等に関し必要な事項等を規定する予定です。

制定の内容については、別添資料 2 をご覧ください。

2. スケジュール

公布：平成 20 年 1 月（予定）

施行：平成 21 年 4 月 1 日